

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出を行っています。

コンタクトレンズ診療に係る点数は下記のとおりです。

過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、外来診療料が算定されます。

初診料	291点
外来診療料	76点
コンタクトレンズ検査料1	200点

診療医師名：植木 智志(24年)、上田 恵理子(27年)、羽入 貴子(31年)、酒井 康弘(24年)、張 大行(20年) ()内は令和6年4月1日現在の眼科診療経験年数

1. 診療費

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は、初診料(291点)を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は、外来診療料(76点)を算定いたします。

2. コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1(200点)を算定します。

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料1ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※上記につきご不明な点は、眼科外来(35診)までご相談ください。